

西宮市立中央病院医療機器・備品等選定委員会要綱

(設置目的)

第1条 本病院が購入する医療機器・備品等の機種選定を適切、かつ公正に行うため、医療機器・備品等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、つぎの者をもって構成する。

- (1) 副院長2名
- (2) 医師1名
- (3) 医療技術部長
- (4) 看護部長
- (5) 薬剤部長
- (6) 事務局長
- (7) 管理部長
- (8) 病院改革担当部長

2 委員長は副院長とし、副委員長は事務局長をもって充てる。

(審議事項)

第3条 委員会は、つぎの事項を審議する。

- (1) 予定価格1件5,000千円以上の医療機器・備品等を購入する場合の機種選定に関する事。この場合、1件とは、1点ないし同一機種の集合体をいう。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長は委員長があたる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(小委員会)

第5条 委員会の所轄のもとに第3条の具体的事項について協議、検討するため、中央病院医療機器・備品等選定委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 小委員会の委員長および委員は、購入予定の医療機器の種類ごとに、その都度、副院長が指名する。

3 会議の運営に関し必要な資材の収集・作成等は、小委員会で行うものとする。

4 小委員会において協議、検討した結果については、すみやかに委員会に報告するものとする。

(関係者の説明聴取等)

第6条 委員会および小委員会が必要と認めたときは、関係者を委員会および小委員会に出席させて説明を聴取し、または、必要な資料を提出させることができる。

(事務局)

第7条 委員会および小委員会の事務局は総務課に置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会および小委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程15条による改正付則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程14条による改正付則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。